

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和4年9月22日(2022.9.22)

【公開番号】特開2022-15002(P2022-15002A)

【公開日】令和4年1月21日(2022.1.21)

【年通号数】公開公報(特許)2022-011

【出願番号】特願2020-117576(P2020-117576)

【国際特許分類】

F 16 B 19/10 (2006.01)

10

【F I】

F 16 B 19/10 B

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月13日(2022.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0007】

本発明に係るクリップ構造は、前記軸部と前記受部とが連接され、前記受部にフランジ部が連接され、前記受部と前記フランジ部とで、前記突部が挿入される凹溝状に形成された、ことを特徴とする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【0013】

本発明に係るクリップ構造は、軸部と受部とが連接され、受部にフランジ部が連接され、受部とフランジ部とで、突部が挿入される凹溝状に形成されている。すなわち、グロメット部材の突部が、ピン部材の凹溝状部分に挿入される。この状態で、何らかの力が、グロメット部材が被取付部材に対してズレる方向に作用した場合であっても、グロメット部材の突部が凹溝状部分に挿入されたピン部材は、傾くことが抑制される。すなわち、本発明は剪断力が高いといえる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被取付部材と対峙する台座部に、前記被取付部材に挿入される脚部が形成されると共に当該脚部が周囲に配置された被挿入孔が形成されたグロメット部材と、

前記被挿入孔に挿入されて前記脚部と係合する軸部を有するピン部材と、から構成されたクリップ構造であって、

前記グロメット部材が、

前記台座部に対して、前記脚部と反対側に向けて突出した突部を有し、

前記ピン部材が、

40

50

前記台座部よりも前記突部側で前記軸部と交差する方向において前記突部と当たる受部を有する、

ことを特徴とするクリップ構造。

【請求項 2】

前記軸部と前記受部とが連接され、

前記受部にフランジ部が連接され、

前記受部と前記フランジ部とで、前記突部が挿入される凹溝状に形成された、

ことを特徴とする請求項 1 に記載されたクリップ構造。

【請求項 3】

前記フランジ部が、

10

前記台座部に圧接される薄肉部を有する、

ことを特徴とする請求項 2 に記載されたクリップ構造。

【請求項 4】

前記脚部が、

前記被取付部材の孔の縁に当たるリブを有する、

ことを特徴とする請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載されたクリップ構造。

【請求項 5】

前記突部が、前記被挿入孔の縁において環状に形成され、

前記受部が、前記軸部の延長上において環状に形成された、

ことを特徴とする請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載されたクリップ構造。

20

【請求項 6】

被取付部材と対峙する台座部に、前記被取付部材に挿入される脚部が形成されると共に当該脚部が周囲に配置された被挿入孔が形成されたグロメット部材と係合するピン部材であって、

前記被挿入孔に挿入されて前記脚部と係合する軸部と、

前記台座部に対して前記脚部と反対側において、前記軸部の延長上で前記軸部と反対側に陥没して前記グロメット部材の一部が挿入される環状の凹溝部と、

前記軸部の延長上に連接されて前記凹溝部の一部である受部と、

前記凹溝部に連接されて前記台座部に圧接される薄肉部と、を有する、

ことを特徴とするピン部材。

30

40

50